

平成30年3月28日

各許可届出使用者
各表示付認証機器届出使用者
各届出販売業者 殿
各届出賃貸業者
各許可廃棄業者

原子力規制庁長官官房
安全規制管理官（放射線規制担当）
西田 亮三

書類送付の件

拝啓

時下ますます御盛栄のこととお喜び申し上げます。

当部門では平成29年4月の法改正を受けて、同年12月に事故・トラブル等の報告に係る関係規則等が策定され、平成30年4月1日から施行されることとなっています。

この度、今回の法令改正等に伴い、事務連絡「原子力規制委員会への業務移管に伴う当面の対応について（連絡）」（平成25年3月19日文科科学省科学技術・学術政策局放射線対策課放射線規制室）のうち、事故・トラブル等の緊急時における連絡方法を定めた「3. 報告及び緊急時・トラブル発生時の対応について」を別添のとおり見直すこととしましたので、お知らせします。

本事務連絡につきましては、平成30年4月1日からの運用開始となりますので、今一度御確認の上適切な御対応をお願い致します。

本件については平成30年3月7日に開催された第69回原子力規制委員会にて了承いただいております。詳細については以下のURLから資料5を御覧ください。

<https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/00000311.html>

なお、今般の事故・トラブル等の対応を含めた法令改正の対応については、原子力規制庁主催の事業者説明会を開催しております。来年度以降も引き続き実施する予定ですので是非御参加の御検討をお願いします。

https://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/kiseihou/setsumeikai.html

以上

<本件問合せ先>

原子力規制庁長官官房放射線規制部門 奥

TEL：03-5114-2155（直通）

改正法第4条による放射線障害防止法改正に伴う法令改正事項（平成30年4月1日施行）とその適用対象

法令改正事項		許可届出使用者			許可 廃業 業者	届出販売業者、 届出買入業者	表示付 認証機器 使用者
		特定許可 使用者	許可 使用者	届出 使用者			
廃業に係る特例の創設【文書1】	法第33条の2 規則第19条第5項	○	○	○	○	—	—
原子力規制委員会等への 事故等の報告の義務化※1【文書2】	法第31条の2 規則第28条の3	○	○	○	○	○	○
課目 の 規則 委任 化	放射線取扱主任者の 試験の課目	(対象は試験を受けようとする者) ※経過措置により課目の変更は平成31年4月1日から施行					
	放射線取扱主任者の 資格講習の課目	(対象は資格講習を受けようとする者) ※経過措置により課目の変更は平成31年4月1日から施行					
	放射線取扱主任者の 定期講習の課目	法第35条第7項 規則第31条の2、別表第2	○	○	○	○	△※2
教育及び訓練の見直し（頻度）※1	規則第21条の2第1項	○	○	○	○	—	—
記載項目の見直し（教育及び訓練の 各項目の時間数）※1	規則第24条第1項	○	○	○	○	—	—
放射線障害予防規程の見直し※1【文書3】	規則第21条第1項	○	○	○	○	△※3	—
取扱いに従事する者の 管理を含む安全管理	規則第21条第1項第1号	○	○	○	○	△※3	—
主任者の代理人	規則第21条第1項第2号	○	○	○	○	△※3	—
放射線施設の維持及び管理並びに点検	規則第21条第1項第3号	○	○	○	○	—	—
危険時の情報提供	規則第21条第1項第13号	○	○	○	○	△※3	—
応急の措置を講ずるために 必要な事項（危険時の事前対策）	規則第21条第1項第14号	△※4	△※4	△※4	—	—	—
業務の改善	規則第21条第1項第15号	○	—	—	○	—	—

※ 上表中の「法」は「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」、「規則」は「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則」。

（放射線障害予防規程）

※1 放射線障害予防規程の変更は、平成31年8月30日までに届け出ること。改正放射線障害防止法施行規則に規定する事故等の報告、教育及び訓練の頻度並びに教育及び訓練の各項目の時間数の記載については、現行の放射線障害予防規程における記載によらず、同規則の施行（平成30年4月1日）以降は、同規則の関係規定に基づいて対応すること。

（対象事業者の範囲）

※2 表示付認証機器のみを販売又は買入する者並びに放射性同位元素又は買入する者並びに放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の運搬及び運搬の委託を行わない者を除く。

※3 表示付認証機器又は表示付特定認証機器のみを販売又は買入する者を除く。

※4 告示「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第二十一条第一項第十四号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示」に定める放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合に限り。

（法令改正事項を理解するための参考となる文書等）

【文書1】放射線障害防止法における「廃業に係る特例」に関する制度の考え方について（平成29年9月6日原子力規制委員会決定）

<http://www.nsr.go.jp/data/000201968.pdf>

【文書2】放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第31条の2の規定に基づく放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第28条の3の規定による原子力規制委員会への事故等の報告に関する解釈（平成29年12月13日原子力規制委員会）

<https://www.nsr.go.jp/data/000215734.pdf>

【文書3】放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド（平成29年12月13日原子力規制委員会）

<https://www.nsr.go.jp/data/000215736.pdf>

○ 放射線障害の防止に関する法令改正の説明会（原子力規制委員会ホームページ）

https://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/kiseihou/setsumo/kai.html

（関係法令）

○ RI規制関連法令集（原子力規制委員会ホームページ）※現行法令

https://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/kanrenhourei/index.html

○ 「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案」の閣議決定（平成29年2月7日原子力規制委員会）※改正法の新旧対照条文等を掲載

https://www.nsr.go.jp/law_kijyun/news/170206_01.html

○ 「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」の閣議決定（平成29年12月12日原子力規制委員会）※改正法第4条の規定の施行期日を平成30年4月1日と規定

https://www.nsr.go.jp/law_kijyun/news/20171212_01seirei_kakugi.html

○ 「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」の閣議決定（平成29年12月12日原子力規制委員会）※改正法第4条の関係政令の新旧対照条文等を掲載

https://www.nsr.go.jp/law_kijyun/news/20171212_02seirei_kakugi.html

○ 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則等の制定について（案）（平成29年12月13日原子力規制委員会）※規則・告示等は案のとおり決定

<https://www.nsr.go.jp/data/000213185.pdf>

各許可届出使用者・各表示付認証機器届出使用者

各届出版売業者・各届出賃貸業者・各許可廃棄業者 殿

放射性同位元素使用施設等における事故・トラブル等の 緊急時における連絡について

平成30年3月7日
原子力規制庁長官官房
総務課事故対処室
放射線規制部門
事務連絡

平成29年4月14日に公布された、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）では、事故・トラブル等が生じた場合の原子力規制委員会等への報告を第31条の2に一本化する等の改正を行いました。

これに伴い、事故・トラブル等の報告に係る関係規則等（「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則」及び「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第31条の2の規定に基づく放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第28条の3の規定による原子力規制委員会への事故等の報告に関する解釈」）が策定され、平成30年4月1日から施行されることとなっています。

※ 放射線障害防止法関係法令等については原子力規制委員会ホームページ(下記URL)を参照。
(https://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/kanrenhourei/index.html)

この度、今回の法令改正等に伴い、事務連絡「原子力規制委員会への業務移管に伴う当面の対応について（連絡）」(平成25年3月19日文部科学省科学技術・学術政策局放射線対策課放射線規制室)のうち、事故・トラブル等の緊急時における連絡方法を定めた「3. 報告及び緊急時・トラブル発生時の対応について」を別紙のとおり見直すこととしましたので、お知らせいたします。

【各許可届出使用者・各表示付認証機器届出使用者・各届出版売業者・各届出賃貸業者・各許可廃棄業者】(全事業者)

- ◎ 地震その他の災害等によるものも含め、放射性同位元素の盗取又は所在不明、異常な漏えい、被ばく等、法令報告の対象となる異常事態が発生した場合には、直ちに以下に示す連絡先に必ず電話連絡を行うとともに、別紙様式により F A Xにて状況を通報して下さい。
- ◎ 管理区域において火災が発生した場合又は事業所内の管理区域外において管理区域、事業所内の放射性同位元素もしくはその収納容器に延焼する可能性のある火災が発生した場合(事業所内運搬中の場合を含む)には、法令報告の対象となる異常事態が発生しなくとも、以下の連絡先へ電話連絡及び F A Xにより状況を通報して下さい。(別添 1)

【特定許可使用者】(別添 2)

- ◎ 大規模自然災害(震度 5 強以上の地震、風水害による家屋全壊(住家流出又は 1 階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊の場合))が発生した市区町村の特定許可使用者(放射性同位元素の使用により特定許可使用者となる者に限る。以下同じ。)は、安全確保の上、可能な限り速やかに施設・設備の点検を行い、法令報告の対象となる異常事態が発生した場合には、電話連絡を行うとともに、F A Xにより状況を通報して下さい。
- ◎ 上記の特定許可使用者のうち、平成 3 0 年 4 月に施行する放射線障害防止法施行規則第 2 1 条第 1 項第 1 4 号に該当する者(危険時の措置の事前対策を求める者。ただし、放射性同位元素の使用により当該措置に該当する者に限る。以下同じ。)においては、施設・設備の点検の結果、法令報告の対象となる異常がない場合には、その旨をメール(genjisin@nsr.go.jp)により報告して下さい。

genjisin@nsr.go.jp へのメールには、次の事項を入力して送信して下さい。

件名:「件名(地震/風水害による家屋全壊/他点検結果)、異常なし」

本文:「事業所名(〇〇研究所等)、概要(〇時〇分現在、設備点検の結果、異常なし等)、連絡先(連絡に対応できる方の氏名、電話番号、メールアドレス等)」

- ◎ なお、特定許可使用者については、大規模自然災害等の発生時、原子力規制庁が施設の状況について情報収集をすべきと判断した場合には、放射線規制部門から状況の確認を行うことがありますので、御協力をお願いします。

原子力規制委員会 原子力規制庁 事故対処室

電 話：＜業務時間内＞ 03-5114-2112

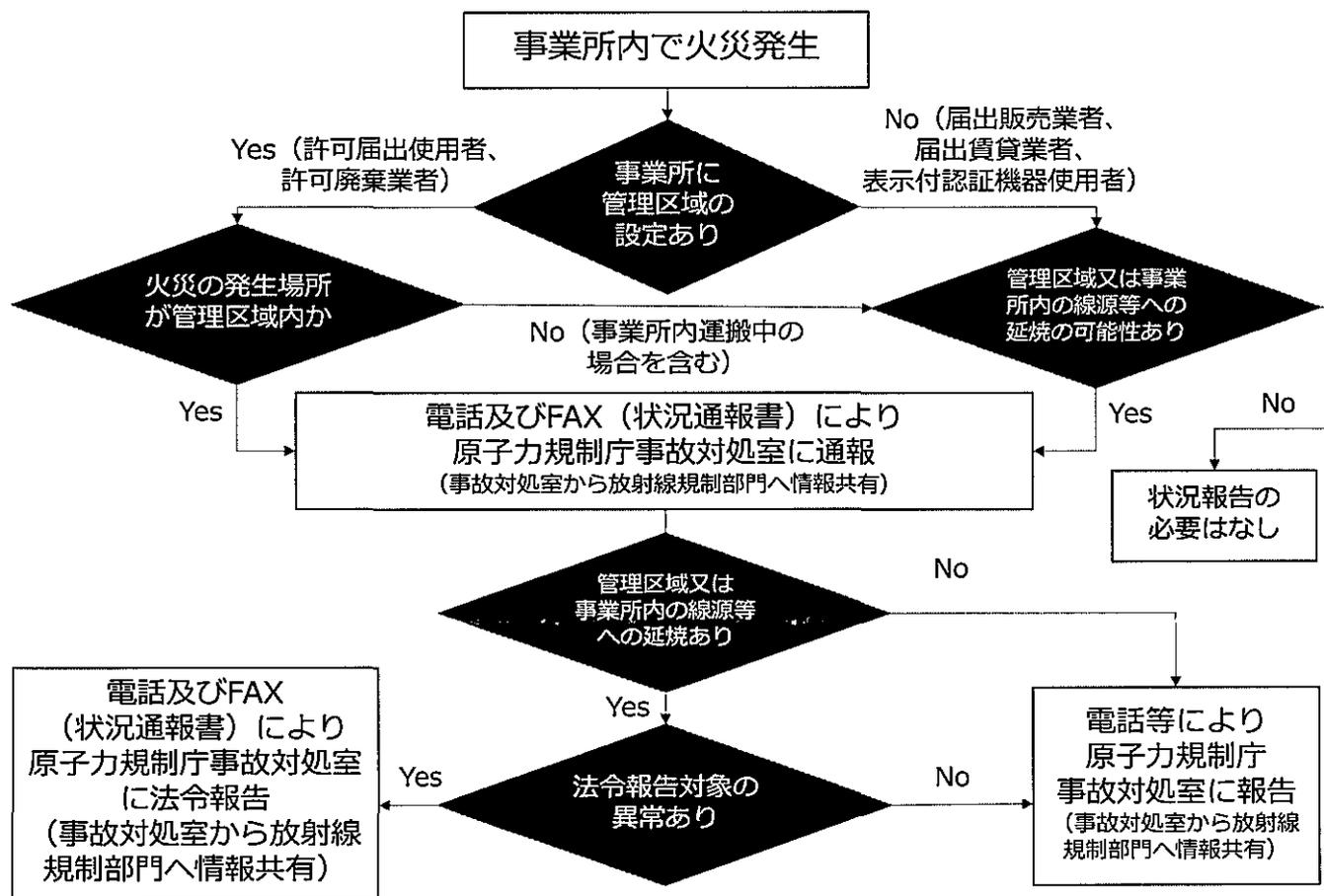
＜夜間・休日＞ 080-5885-7450（第1順位）

03-5114-2112（第2順位）

勤務時間は平日9：30～18：15になります。

F A X：03-5114-2197

緊急時連絡方法の見直し(火災)



緊急時連絡方法の見直し(大規模自然災害)

